

# 子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会《ニュース》

第5号 発行：京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課 / 京都市教育委員会生涯学習部家庭地域教育支援担当  
22年9月 TEL：251-2380 FAX：251-2322 / TEL：251-0456 FAX：222-2061

[http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0\\_3.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0_3.html)

## 第4回 検討委員会を開催

子どもたちの今と未来のため、市民共通の行動規範である「子どもを共に育む京都市民憲章」を推進する条例(仮称)について考える第4回検討委員会(市民団体代表・学識経験者等で構成)を8月30日に開催しました。

7月28日のフォーラム分科会、8月4日の市民公聴会における市民の皆様からのご意見を受けて、この「憲章」と「条例」の関係を改めて議論し、「条例」に盛り込むべき内容について検討しました。



## 各委員からの主な意見

**「憲章は、市民の誓いで、市民が実践するものであり、**

**条例は、憲章の実践を支える行政等による環境整備を主眼とすべき」**

という意見がある一方、

**「憲章は、高邁な理念だが、何を実践するとよいか分かりにくいので、**

**条例は、環境整備に加えて、保護者や地域住民等の実践方策も定めるべき」**

という意見がより多くありました。

実践方策として「家庭での早寝・早起き・朝ごはん等」まで条例に書くことについては、「そのような当たり前のことも、家庭でできなくなっており、提示する必要がある」との意見に対して、「個人の責務を条例化すると、貧困や虐待を抱える家庭は変わらず一層孤立する。そのような家庭への支援策のほうが大事」との意見も出ました。

今回の検討委員会では、憲章に盛り込むべき内容を具体化するとともに、子どもの命と育ちを脅かす緊急課題への対応を国や府の法令とも照らして検討します。以降、10月中旬～11月中旬に、パブリックコメントの募集、市民シンポジウムの開催等を予定しています。

<憲章の行動理念> (前文は、ホームページやリーフレットをご覧ください。)

## 子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



平成19年2月 5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定  
3月13日 京都市会が憲章推進を決議

## 第4回 検討委員会での主な意見

### 憲章は市民の誓い、条例は「行政等による環境整備」を主眼とすべき

- ・ 憲章は市民が作った市民の誓いで、条例は市民の実践をサポートする行政等の環境整備。
- ・ 個人が実践する領域は憲章で触れており、条例は子育てを社会全体で支えることが主眼。
- ・ 個人の領域に介入し、子どもの主張を取り入れない条例は、傲慢でおせっかいでトップダウン。
- ・ 条例の名称は、憲章のためというよりも、子どもを共に育むためと分かるものがよい。

### 憲章は高邁な理念、条例は「保護者や地域住民等の実践方策」も定めるべき

- ・ 憲章は高邁な理念だが、どうしたらよいか分かりにくいので、憲章推進条例をつくる。
- ・ 憲章はもっともな内容だが、保護者や地域住民にピンと来る実践方策が条例にあるとよい。
- ・ 愛しい子どものために誰かがしてくれるというだけではどうかと気付いてもらう条例に。
- ・ 保護者等の憲章実践にも、緊急課題への対応にも、環境整備にも、条例の規定が必要。
- ・ 公的な環境整備（公助）だけでなく、地域での「共助」、個人による「自助」も必要。
- ・ 憲章をつかった市民が自ら行うことに意味がある。個人の領域に踏み込まない環境整備だけでは、誰も納得しない。

### 家庭での早寝・早起き・朝ごはん等の実践方策まで条例に書けばよい

- ・ そのような当たり前のことを、家庭でできなくなっており、謳い上げるのは大事。
- ・ 躰の伝承が欠落しており、そこまで提示しなければならない。
- ・ 具体的に、夜は「何時までに寝るべき」と書く方法もある。

### 個人の責務を条例化すると、課題を抱える家庭は一層孤立してしまう

- ・ 個人の責務を条例化すると、貧困家庭や虐待家庭は変わらず、孤立する要因になる。それより、朝ごはんを食べずに学校へ行く子どもを支援するコミュニティレストランを支える等が大事。
- ・ 躰は自分たちの行動であり、親が率先して躰けることが大事。

### 緊急課題への対応

- ・ 子どもを性的な対象にすることは認められない。家庭での虐待は放っておけない。
- ・ 迷惑防止条例のように、強制力で企業等もやるべしとなればよい。
- ・ 国や京都府との法令関係の整理を。国や府が必要な規制をすれば市がしなくてもよい。
- ・ ケータイへの対策等、京都の学校等でしようとしていることを前面に出してもよい。

### その他

- ・ 実践方策は、憲章の6つの行動理念に照らして書かなくてもよいのではないかと。

